

過去の事業者選定におけるQ&A

	サービス種別	項 目	質 問 内 容	回 答
1	共通	法人の所在地について	八戸市内に管理統括する支店がある場合は、法人の所在地が市内と考えてよいでしょうか。	評価基準のとおり、本社・本部等の所在地により判断するため、市外となります。
2	共通	事業開始年度について	事業開始時期は、募集要項に記載された時期でなければならないか。	募集要項に記載の時期に事業開始となるように計画してください。
3	共通	開設予定地及び建物について	開設予定地又は建物の用途変更について、形態上問題がないと捉えている場合も関係部署への協議（確認）は必要か。	各種法令・規制等に適合していることが応募の要件となりますので、担当部署への確認後に応募してください。
4	共通	開設予定地の変更について	申請時に記載した建設予定地の申請後の変更は可能であるか。	応募の受付期間内であれば変更は可能ですが、その場合、開設予定地の開発許可等の各種法令・規制等の確認、地域住民への説明等にも変更が生じる場合があることに注意してください。 なお、応募時の建設予定地内での建設場所の変更（同一敷地内での変更）であって、建物の設計に変更が生じない場合に限り、受付期間終了後の変更を認めます。
5	共通	応募書類について	居室等面積一覧表に記入する部屋の種類は、すべて記入したほうが良いでしょうか。	居室等面積一覧表（応募書類⑦）については、応募するサービス種別に応じた条例（「八戸市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」「八戸市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」「八戸市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」）で定められた設備を記入し、それ以外の設備については、設備・備品等一覧表（応募書類⑧）へ記入してください。
6	共通	資金計画について	自己資金には、他の事業の運転資金として借入れた借入金が含まれていてもよいか。	他事業などで借入れた借入金を含むことはできません。
7	共通	借入金の償還について	資金計画上は、借入れをする予定ですが、実際に金融機関に申込みをしていないため、金利・借入期間が現時点ではっきりしていません。この場合、今回提出する借入金償還予定表は、次のどちらを提出するべきでしょうか。 ① 法人独自の予定としての「金利」「借入期間」を前提に法人が作成した償還予定表 ② 金融機関に申込み（相談）をし、その提示された融資条件に沿った償還予定表（法人若しくは金融機関が作成）	②を提出してください。 施設開設及び事業運営に当たり、資金調達に支障がないかどうかを審査するものですので、金融機関等が作成した償還予定表を提出してください。

過去の事業者選定におけるQ&A

	サービス種別	項 目	質 問 内 容	回 答
8	共通	選定後の事業計画の変更について	募集要項の応募に当たっての留意点に、「選定後に事業計画を変更する場合、選定を取り消す場合があります。」とあるが、どのような変更の場合に取り消すのか。	応募書類により審査を行い、事業者を選定しますので、選定後は、応募内容どおりに整備する必要があります。 そのため、現段階から事業計画の変更が生じることは想定していませんので、変更を必要としない計画を策定してください。
9	共通 (認知デイ・小多機・GH・看多機)	受講が必須とされている研修について	管理者や介護支援専門員等として配置予定の職員について受講が必須とされている研修があるが、応募時点において受講していない場合は応募できないのか。	八戸市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年八戸市条例第31号）で定める研修を修了していることは、応募時点での要件とはなりません。 ただし、事業者として選定された場合、指定申請時までには必ず研修を修了した者を配置することに留意してください。
10	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	サービス提供について	定期巡回・随時対応型訪問介護看護の指定を受けた場合のサービス提供圏域は、次のどれに該当するか。 ① 市内の日常生活圏域の全て ② 設置場所の日常生活圏域のみ ③ その他	①に該当します。 応募できる圏域は1つの圏域となりますが、サービス提供については、市内全圏域にわたって提供できます。
11	小規模多機能型居宅介護	職員の配置について	開設時は利用者が定員に満たないと考えていますが、採用する職員は、想定する利用者に対応できる人数を揃え、利用者の増加を見て順次増員していくことでよろしいでしょうか。 また、その際の様式「従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表」は開設時及び増員時と提出することになるのでしょうか。	地域密着型サービスは高齢者福祉計画に基づき整備数及び定員数を定めており、計画では、小規模多機能型居宅介護の定員を25名としているため、そもそも25名未満での指定は想定しておりません。 従いまして、小規模多機能型居宅介護の応募においては、通いサービスの利用定員数（推定数）の50%の範囲内で対応できる職員体制で応募してください。
12	認知症対応型共同生活介護	建物の基準について	自治体によっては震災等に備え2階建は不可とし平屋に限定する場合がありますが、八戸市では建築の制限はありますか。	当市では平屋建に制限はしていませんが、2階建とする場合は、エレベーターや2階に直行する非常階段を設けるなど、利用者及び災害対策に配慮した建物構造としてください。
13	認知症対応型共同生活介護	建物の基準について	新設する認知症対応型共同生活介護の同じ建物内に、他の介護サービス（例えば訪問介護の事務所など）を併設することは可能でしょうか。	認知症対応型共同生活介護が、利用者と職員とのなじみの関係を構築しながらサービスを提供するものであることに鑑み、他の施設・事業所との併設については、指定認知症対応型共同生活介護として適切なサービスが提供されることを前提に認められます。

過去の事業者選定におけるQ&A

	サービス種別	項 目	質 問 内 容	回 答
14	認知症対応型共同生活介護	応募書類について	今回の応募では、既存のグループホームに対して増床を検討しています。応募書類にある人員の配置や勤務表、その他（備品等）は、増床分の提出でよろしいのでしょうか。または、増床後の配置等を提出するのでしょうか。	認知症対応型共同生活介護の増床の応募に当たっては、設備・備品等一覧表（応募書類⑩）、人員の配置計画書（応募書類⑫）、従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（応募書類⑭）は、増床分のみの提出となります。
15	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	募集内容について	サテライトと認められるのは、自動車等による移動時間がおおむね20分未満と理解しているが、移動時間の計測に指定の方法はあるか。	移動時間の計測に指定の方法は特にありませんが、本体施設と密接な連携を確保し、運営する必要があります。
16	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	施設の整備方針について	居室に洗面台を配置した場合、洗面台配置部分も居室面積に含んで計算してよいか。	洗面台配置部分も居室面積に含んで計算することができます。
17	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	職員の配置について	夜勤職員配置加算を算定するとし、夜勤職員のうち1以上の者を夜間における防火管理者の担当として指名した場合、事務室職員の出勤していない時間に宿直を配置しなくてよいか。	夜勤職員配置加算の有無にかかわらず、現に夜勤職員が加配されている時間帯については、宿直員の配置が不要となります。
18	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	協力医療機関との連携について	協力医療機関の訪問回数に制限はあるか。（週〇回以上、滞在時間など）	八戸市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第165条において「指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を採らなければならない」と規定しております。 回数や滞在時間に特に決まりはありませんが、上記を踏まえた訪問回数、また、何かあった際に医師に対応してもらえるような体制を整えていただくことが必要と考えます。